

目標年度

令和12年度

# 大阪府果樹農業振興計画書

令和3年9月作成

大阪府

## 1 果樹農業の振興に関する方針

### (1) 基本的考え方

国内果実生産量は昭和54年のピーク時と比べて4割程度の水準で推移しており、果実の需給動向についても、国内生産および輸入のどちらも減少傾向で推移するなど、消費者の果実離れが顕著となっている。

その一方で、生産者の高齢化に伴い、果樹作付面積及び卸売市場への出荷量は全国的に減少していることから、市場価格は上昇傾向にある。加えて農研機構が開発したぶどう品種「シャインマスカット」の人気の高まりを受けて全国的に作付面積が急増するなど、消費者ニーズに合った有望品種・品目への転換が進んでいる。

このような中、本府果樹農業については、大消費地を抱える優位性を生かして、個人直売、大型直売所への出荷、観光農園などの販路が中心となっており、10年前と比べて作付面積が約26%減少する一方で、産出額は約20%増加（参考：全国は作付面積が約15%減少し産出額は約24%増加）するなど有利販売が進んでいる状況にある。

しかしながら、今後、ぶどうなどの本府主要品目においても生産者の減少およびさらなる高齢化を迎えることから、新規就農者の育成や意欲的な担い手への農地集積、耕作条件の改善といった取組みを強化するとともに、影響が顕著になりつつある気候変動への適応策を講じる必要がある。

このような状況に対応するには、果樹産地自らが振興策を考え行動することが重要であり、府内の産地における具体的な目標とそれを実現するための戦略を内容とする「産地構造改革計画」（以下「産地計画」という。）の策定を促してきた。現在、策定産地数は、大阪府果樹振興会会員の13協議会（産地）のうち4協議会（産地）であり、未策定の産地については、今後とも策定を促す。

また、本府では、平成20年度に施行した「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」および平成29年度に策定した「新たなおおさか農政アクションプラン」に基づき今後とも多様な果樹農業の担い手の育成を図る。

さらに、本府における果樹農業は、府民に対する生鮮食料品の安定供給とともに、自然環境の保全、緑地・防災空間の確保、都市住民に対する憩いとレクリエーションの場の提供といった多面的な役割を果たしている。そのため、耕作者のみならず地域が一体となり適正な園地管理に努め、府民の貴重な財産として園地を維持する。

本府では今後とも、産地計画に基づく計画的生産出荷、果実の生産性・品質の向上、また、都市近郊に立地する条件の優位性を生かした販売や観光果樹園等多面的機能を発揮した果樹経営の展開、さらに生産者、農業団体、行政が一体となったPRやブランド化の推進により、府民の期待と信頼に基づいた果樹農業の育成を目指す。

### (2) 優良品目・品種への転換の推進

本府のぶどう栽培においては、これまでデラウェアが主力品種であったが、ここ数年、消費者ニーズの高まりからシャインマスカットの栽培が増えている。近年は市場価格も好調で、今後も栽培面積が増えていく見込みである。

大阪府のオリジナル品種である「ポンタシードレス」の普及に向け、苗木を府内生産者に配布しており、今後、ポンタシードレスの導入拡大に向け、地域での栽培実証などの生産者への栽培支援を行う。併せて、ワイン用品種への転換に向け、オリジナル品種である「大阪RN-1」をはじめとする大阪の気候に適した品種の選定と生産

振興を行う。

また、かんきつでは中晩柑類が、うんしゅうみかんからの転換作物として直売所向けを中心に栽培されている。

### (3) 労働生産性の向上

#### ①省力樹形・コンテナ栽培の導入

本府では、ぶどうやいちじく等の主要品目において「省力樹形」の普及が進んでおり、これらにより作業動線が単純となるため効率的な作業が可能となる。また、各種管理作業や収穫作業等を省力化できるだけでなく、整枝・せん定等の作業手順が明確化され、初心者でも取組みやすいことから、後継者や新規就農者等の新たな果樹農業の担い手確保に資するものとなっている。

いちじくでは、コンテナ栽培の実証試験に取組み、整枝方法の改善だけではなく、慣行の栽培方法に劣らない収量の確保、土壌病害の回避にもつながっていることから、今後は他の果樹への応用も検討していく。

今後、優良品目・品種に適したこれらの技術開発・導入に向け取組みを推進していく。

#### ②機械作業体系の導入

運搬ロボット、草刈りロボット、農薬散布ロボット、農薬散布用ドローン等を組み合わせることで、労働力を大幅に削減するとともに、身体への負担も軽減することが可能である。

また、ぶどうハウスに自動換気装置と温度監視センサーを導入することで、ハウス内の精密な温度管理が可能となり、省力化だけではなく、高品質化による収益向上効果が得られる。引き続き、スマート農業技術の実証を重ね、導入・普及を推進することで、担い手の確保・育成に努めていく。

#### ③基盤整備の推進

果樹栽培は傾斜地等の厳しい条件下で栽培されていることも多く、こうした産地において労働生産性を向上していくためには、基盤整備を実施して、傾斜の緩和、農道や園内作業道の設置、かん水施設及び排水路の整備等を進めていくことが重要である。

府内最大のぶどう産地である羽曳野市では、農道整備を中心とする基盤整備に向けた集落座談会を開催して、地元での合意形成に向けて取り組んでおり、今後も検討を続けていく。

また、近年は降雪や台風などの大規模な自然災害が発生するなど、災害リスクが高まっており、防災・減災の観点からも、基盤整備を推進し、災害に強い樹園地を形成していくことが重要である。

### (4) 担い手の育成・確保

#### ①新規就農者や後継者の育成・確保に向けた取組

果樹農業の担い手の高齢化が進んでおり、新規就農者や後継者といった新たな担い手の育成・確保が急務であり、特に、若者が果樹農業に取組みやすい環境を整備していくことが重要である。

そのためには、高品質な果樹を栽培するための技術習得の場とともに、栽培環境の良い農地の確保が非常に重要であり、これらの支援を行う体制の構築が必要である。

本府では、「(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所農業大学校」、「柏原市ぶどう担い手塾」、「羽曳野市ぶどう就農促進協議会」、「太子町ぶどう塾」、「和泉農業担い手塾」などの活動により、技術習得を図るなど、新規参入の拡大に向けた支援を継続する。

#### ②農地の集積・集約化に向けた取組

地域の農地を将来、誰が担っていくかなどを定めた地域農業の将来方針である「人・農地プラン」の実質化の取組みにより、今後の中心経営体への農地の集積・集約化の方針を定めることが今後の果樹農業の継続において重要である。なお、農地の集積・集約化にあたっては、農地中間管理事業を活用して円滑な貸借を進めていく。

また、近年は企業の農業参入の動きも増えており、企業の参入支援にも取り組んでいく。

#### ③雇用労働力の確保に向けた対策の推進

果樹栽培においては、労働ピークが摘果や収穫、出荷調整時の一定期間に集中することが多く、その時期に臨時的な雇用労働力を確保することが必要となる。しかしながら、労働力を必要とする生産者と労働力の提供者をマッチングする体制が未整備であったり、人件費の増加が所得を減らすことにつながり、臨時雇用を確保することが難しい状況が生じている。

そのため、労働力のマッチング体制として、企業従業員の副業やボランティアとして農業を行う「アグリパートナー制度」の活用や、グリーンツーリズムによるファン作りとボランティア等、安価な人材の確保などの取組みを推進していく。

また、近年では就労支援施設と連携したハートフルアグリ取組みにより、生産者の労働力不足を補う事例も増えている。現状では果樹での事例はないものの、野菜でのハートフルアグリ事例を参考に、果樹での取組みを推進することにより適切な雇用が確保できる体制を構築する。

#### ④経営の多角化に向けた取組の推進

果樹農業者の所得の向上や果樹産地の活力の向上に向けては、果実の生産・出荷にとどまらず、インターネットを活用した消費者への直接販売や、実需者との契約取引、さらには、加工業や飲食業、農泊等を含む観光業等の関連産業との積極的な連携により、経営を多角化する取組を推進していくことが重要である。

本府ではこれらの取組みを実施している果樹農業者はまだ少ない状況であり、6次産業化プランナーのアドバイスなども受けながら、6次産業化をはじめとする各種取組をサポートしていく。

### (5) 生産資材の安定確保

#### ①苗木の生産・供給体制の強化

高品質な果実生産のためには、優良な苗木の確保が欠かせない。

そのため、需要に応じて計画的かつ安定的に苗木を供給する取組みを支援することにより、持続的な果樹農業を支える苗木の生産・供給体制を構築する。

(6) 果樹の種類別の振興方針

果樹の種類	振興方針
うんしゅうみかん	<p>本府のうんしゅうみかんは、和泉市、岸和田市、貝塚市、堺市を中心とする泉州地域および千早赤阪村、富田林市を中心とする南河内地域において産地を形成している。</p> <p>近年、担い手の高齢化および後継者不足により、栽培条件の悪い園地を中心に廃園が進み栽培面積が著しく減少している。</p> <p>その中で、都市近郊の有利性を活かした直売など新たな販路拡大による振興が図られており、より高品質で安定した果実の生産を目指すため、下記の事項を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. マルチ栽培の導入等、高品質果実生産の推進</li> <li>2. 隔年結果是正対策等、連年安定生産技術の普及</li> <li>3. 地産地消の推進（学校給食等への提供）</li> <li>4. 需要動向に即した品種の導入</li> <li>5. 大阪エコ農産物としての生産推進</li> <li>6. 作業性の向上を目指した機械化及び土地基盤の整備</li> <li>7. 土づくり等適正な栽培管理技術の実践</li> <li>8. 有害鳥獣対策の推進</li> <li>9. 農薬散布用ドローン等のスマート農業の導入</li> </ol>
その他かんきつ	<p>本府のその他かんきつは、はっさくなどが和泉市、岸和田市、貝塚市、堺市などの泉州地域および千早赤阪村、富田林市などの南河内地域で栽培されてきた。</p> <p>また、うんしゅうみかんの転換作物として、不知火、清見など中晩柑類が栽培されてきた。</p> <p>その中で、都市近郊の有利性を生かした直売など新たな販路拡大による振興が図られており、より高品質で安定した果実の生産を目指すため、下記の事項を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 需要動向に即した品種の導入</li> <li>2. マルチ栽培の導入等、高品質果実生産の推進</li> <li>3. 直売促進による地産地消の推進</li> <li>4. 大阪エコ農産物としての生産推進</li> <li>5. 作業性の向上を目指した機械化及び土地基盤の整備</li> <li>6. 土づくり等適正な栽培管理技術の実践</li> <li>7. 有害鳥獣対策の推進</li> </ol>

果樹の種類	振興方針
ぶどう	<p>本府のぶどうは、金剛・生駒山麓の羽曳野市、柏原市、太子町に大きな産地があり、その他大阪狭山市、交野市等で産地が形成されている。</p> <p>品種はデラウェアを中心とし、大粒系の巨峰・ピオーネ等の他、近年ではシャインマスカット等直売向けの品種を導入している農業者も増えている。しかし、高齢化による担い手不足から、山間部等栽培条件が不利な園地から廃園が進み、栽培面積が減少していることから、産地の維持形成、活性化を図るため、下記の事項を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各作型における生産安定栽培技術の向上</li> <li>2. 需要動向に即した品種の導入と優良健全種苗の導入</li> <li>3. 担い手の育成支援</li> <li>4. 大阪エコ農産物としての生産推進</li> <li>5. 地産地消の推進</li> <li>6. 計画的、組織的な生産出荷体制の整備</li> <li>7. 土づくり等適正な栽培管理技術の実践</li> <li>8. ワイン用ぶどうの生産振興</li> <li>9. 有害鳥獣対策の推進</li> <li>10. 農道等の生産基盤の整備</li> <li>11. ハウス開閉装置等スマート農業技術の導入・普及</li> </ol>
もも	<p>本府のももは、岸和田市、河内長野市に産地が形成されている。</p> <p>完熟した味を消費者にいち早く届けられるという都市近郊農業の有利性を発揮させるとともに、その振興を図るため、下記の事項を推進する。また近年、府内の一部産地ではクビアカツヤカミキリの被害が多発しており、その対策が不可欠である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 完熟栽培の推進と需要動向に即した品種の導入</li> <li>2. 直売促進による地産地消の推進</li> <li>3. 土づくり等適正な栽培管理技術の実践</li> <li>4. 計画的、組織的な生産出荷体制の整備</li> <li>5. クビアカツヤカミキリの防除対策の推進</li> <li>6. 大阪エコ農産物としての生産推進</li> <li>7. 担い手の確保</li> </ol>

果樹の種類	振興方針
かき	<p>本府のかきは、みかん園の転換による複合経営作物として作付が増加したが、散在しており、まとまった産地を形成していない。近年、直売所等での販売が増加傾向にあるため、下記の事項を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 直売促進による地産地消の推進</li> <li>2. 直売向きの優良品種の導入</li> <li>3. 大阪エコ農産物としての生産推進</li> <li>4. 土づくり等適正な栽培管理技術の実践</li> </ol>
くり	<p>本府のくりは能勢町、豊能町、箕面市に産地が形成されている。</p> <p>これらの地域は古い歴史と伝統を有しており、担い手の高齢化が進む中、今後とも地域の特産物として、産地の育成・発展を図る必要があるため、下記の事項を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 難防除害虫の防除技術の確立と普及</li> <li>2. 立地を活かした地産地消の推進</li> <li>3. 土づくり等適正な栽培管理技術の実践</li> <li>4. 銀寄等の優良品種の普及</li> <li>5. 大阪エコ農産物としての生産推進</li> <li>6. 計画的、組織的な生産出荷体制の整備</li> <li>7. 縮伐や改植の実施による樹園地の整備</li> <li>8. 有害鳥獣対策の推進</li> <li>9. 立ち枯れ症状の対策確立</li> </ol>
うめ	<p>本府のうめは大部分が散在園であるが、省力的な果樹であり、下記の事項を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 直売促進による地産地消の推進</li> <li>2. 省力、生産安定栽培技術の普及</li> <li>3. 土づくり等適正な栽培管理技術の実践</li> <li>4. 大阪エコ農産物としての生産推進</li> <li>5. クビアカツヤカミキリの防除対策の推進</li> </ol>

果樹の種類	振興方針
いちじく	<p>本府のいちじくは、羽曳野市、藤井寺市、岸和田市、河南町等で産地が形成されている。輸送性・貯蔵性に欠けることから都市近郊果樹として特徴を活かすことができ、今後とも既存産地の維持発展を図るとともに、直売を念頭とした新産地の育成を図るため、下記の事項を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 難防除病害虫の防除技術の確立と普及</li> <li>2. 樹勢強化や難防除病害対策のための接木栽培の普及</li> <li>3. 直売促進による地産地消の推進</li> <li>4. 加工や料理等、用途に即した新品種の導入</li> <li>5. 土づくり等適正な栽培管理技術の実践</li> <li>6. 生産出荷体制の整備</li> <li>7. 施設栽培の普及</li> <li>8. 省力・生産安定栽培技術の普及</li> <li>9. 大阪エコ農産物としての生産推進</li> <li>10. 凍害防止技術の普及</li> </ol>
なし	<p>本府のなしは、河内長野市に散在しており、まとまった産地を形成していない。完熟した味を消費者にいち早く届けられるという都市近郊農業の有利性を発揮させるとともに、その振興を図るため、下記の事項を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 直売促進による地産地消の推進</li> <li>2. 生産基盤の整備</li> <li>3. 省力、生産安定栽培技術の普及</li> <li>4. 土づくり等適正な栽培管理技術の実践</li> <li>5. 加工施設の整備の推進</li> <li>6. 大阪エコ農産物としての生産推進</li> </ol>



## 2 栽培面積その他果実の生産の目標

区 分 対象果樹の種類		平成29年度		平成30年度		令和12年度	
		栽培面積	生産量	栽培面積	生産量	栽培面積 目 標	生産量 目 標
うんしゅうみかん		713 ha	12,500 t	704 ha	12,700 t	704 ha	12,700 t
その他のか んきつ類の 果樹	はっさく	9	167	9	165	9	165
	不知火	10	142	10	144	10	144
	清見	3	77	3	75	3	75
ぶどう		413	5,000	409	4,830	409	4,830
もも		35	-	35	-	35	-
かき		32	-	33	-	33	-
くり		140	104	138	76	138	76
うめ		36	-	36	-	36	-
その他の果樹							
いちじく		41	1,366	41	1,366	41	1,366
なし		2	-	2	-	2	-

(注) 「作物統計調査」及び「特産果樹生産動態等調査」より

### 3 その区域の自然的経済的条件に応ずる近代的な果樹園経営の指標

#### (1) 栽培に適する自然的条件

対象果樹の種類	条件 品種	気 温 条 件				気象災害を防ぐための基準
		年平均	4月1日～ 10月31日	冬の最 低極温	低温要 求時間	
うんしゅ うみかん	宮川早生	15℃		-5℃ 以上		腐敗果の発生や品質低下を防ぐため、11月以降収穫前において、降霜が少ないこと。
	興津早生 向山温州	18℃ 以下				
その他 かんきつ	はっさく	15.5℃ 以上		-5℃ 以上		す上がり等の品質低下を防ぐため、12月から収穫前において-3℃以下にならないこと。
	不知火 清見	16℃ 以上				
ぶどう	デラウェア	7℃以上	14℃以上	-20℃ 以上	200時間 以上	枝枯れや樹の倒壊を防ぐため、凍害及び雪害を受けやすい北向きの傾斜地での植栽を避けること。
	巨峰 ピオーネ				500時間 以上	
	シャインマ スカット			-15℃ 以上	600時間 以上	
もも	清水白桃 白鳳	9℃以上	15℃以上	-15℃ 以上	1,000時間 以上	花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降霜が少ないこと。
かき	富有	13℃ 以上	19℃以上	-13℃ 以上	800時間 以上	新梢の枯死を防ぐため、発芽・展葉期において降霜が少ないこと。
くり	銀寄	7℃以上	15℃以上	-15℃ 以上		新梢の枯死を防ぐため、発芽・展葉期において降霜が少ないこと。
うめ	南高	7℃以上	15℃以上	-15℃ 以上		幼果の凍害を防ぐため、開花期から幼果期において降霜が少ないこと。
いちじく	榊井ドーフ イン	15℃ 以上	19℃以上	-5℃以上		主枝の枯死を防ぐため降霜が少ないこと。裂果や腐敗果の発生を防ぐため、夏期において降雨が少ないこと。
なし	幸水	7℃ 以上	13℃以上	-20℃ 以上	幸水に ついて は800時 間以上	花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降霜が少ないこと。

(2) 近代的な果樹園経営の指標

ア 目標とすべき 10a 当たりの生産量、労働時間及び機械の適正利用規模

対象果樹の種類	品 種 名	傾 斜 度	成園10 a 当 たり 生 産 量	成園10 a 当 たり 労 働 時 間	機械の 適正利 用規模	防除方式 (動力噴霧機 以外)
		度	kg	時間	ha	
うんしゅうみかん	宮川早生・ 興津早生	20	3,500	251	10	中型スピード スプレヤー 農薬散布用ド ローン 多目的スプリ ンクラー
その他かんきつ	はっさく	20	3,000	150	10	多目的スプリ ンクラー
	不知火	20	3,000	150	10	
	清見	20	3,000	150	10	
ぶどう	デラウェア (加温)	20	1,700	423	10	多目的スプリ ンクラー 農薬散布用ロ ボット
	(無加温)	20	1,800	370	10	
	巨峰 (早期加温)	20	1,500	416	10	
	ピオーネ (無加温)	20	1,750	408	10	
	シャインマ スカット (無加温)	20	1,500	408	10	
もも	清水白桃	5	2,000	288	10	スピードスプ レヤー
	白鳳	5	2,250	274	10	
かき	富有	15	2,500	122		
くり	銀寄	20	200	54	10	
うめ	南高	15	1,200	165	10	定置配管方式
いちじく	榊井ドーフ イン	0	3,500	468		
なし	幸水 豊水	0	4,000	223	10	スピードスプ レヤー

イ 効率的かつ安定的な果樹園経営の経営類型

経営類型	規模実面積 (ha)		内 容	労働力 (h)	所得 (万円)	備 考	
	露地	施設					
果樹専作Ⅰ (ハウスぶどう 経営Ⅰ)	1.5	0.2	1.3	ぶどう 150a デラウェア 超早期 30a 加温 30a 無加温 40a 直売 20a 大粒系 30a	(主)2,000 (補)4,000 (計)6,000	820	
果樹専作Ⅱ (ハウスぶどう 経営Ⅱ)	1.5	0.2	1.3	ぶどう 150a デラウェア 超早期 30a 加温 30a 無加温 30a 直売 20a ピオーネ 無加温 40a	(主)2,000 (補)4,000 (計)6,000	810	
果樹専作Ⅲ (ハウスぶどう 経営Ⅲ)	1.2		1.2	ぶどう 120a デラウェア 加温 30a 巨峰 加温 50a 無加温 40a	(主)2,000 (補)3,000 (計)5,000	810	
果樹専作Ⅳ (ハウスぶどう 経営Ⅳ)	1.3	0.5	0.8	ぶどう 130a デラウェア 加温 20a 無加温 30a ピオーネ 無加温 30a 大粒系 露地 50a	(主)2,000 (補)2,600 (計)4,600	830	一部観光・直売
果樹専作Ⅴ (ハウスぶどう 経営Ⅴ)	1.5	0.2	1.3	ぶどう 150a デラウェア 加温 30a 無加温 70a 雨除け 30a シャインマス カット 無加温 20a	(主)2,000 (補)4,000 (計)6,000	900	

経営類型	規模実面積 (ha)		内 容	労働力 (h)	所得 (万円)	備 考	
	露地	施設					
果樹専作Ⅵ (もも・みかん 経営)	2.2	2.2		もも 50a うんしゅうみかん 170a 極早生 40a 早生 60a 普通 70a	(主)2,000 (補)3,600 (計)5,600	840	自動式防除機
果樹専作Ⅶ (多品目複合 経営)	1.85	1.45	0.4	もも 25a ぶどう巨峰 無加温 40a かき 40a うんしゅうみかん 80a 普通 80a	(主)2,000 (補)3,300 (計)5,300	940	自動式防除機
果樹専作Ⅷ (みかん直売 経営)	2.3	2.3		うんしゅうみかん 230a 極早生 30a 早生 100a 普通 100a	(主)2,000 (補)3,800 (計)5,800	840	直売所
果樹専作Ⅸ	1.9	1.9		うんしゅうみかん 120a はっさく 45a いちじく 25a	(主)2,400 (補)2,240 (計)4,640	900	一部直売
果樹専作Ⅹ	3.0	3.0		うんしゅうみかん 280a 不知火 20a	(主)2,000 (補)1,360 (計)3,360	666	傾斜地用管理機 階段畑簡易スロープ 完熟栽培 一部直売

経営類型	規模実面積 (ha)		内 容	労働力 (h)	所得 (万円)	備 考	
	露地	施設					
果樹専作XI	2.5	2.5		うんしゅうみかん 100a 不知火、清見 50a はっさく 100a	(主)2,000 (補)1,000 (計)3,000	600	マルチ栽培 多目的スプリン クラー 完熟栽培 一部直売
果樹専作XII (多品目複合 直売経営)	1.0	0.6	0.4	いちじく 10a ぶどう 90a 大粒系 40a デラウェア 40a	(主)2,000 (補)3,300 (計)5,300	940	自動式防除機
果樹専作XIII	1.5	1.5		なし 100a もも 50a	(主)2,400 (補)2,240 (計)4,640	1,000	直売中心 スピードスプレー
果樹+野菜 (果樹、施設野 菜複合経営)	0.6	0.4	0.2	いちじく 10a 半促成水なす 20a しゅんぎく ハウス 20a 水稲 30a	(主)2,000 (補)3,000 (計)5,000	1,000	
果樹+野菜 (果樹、施設野 菜複合経営)	0.7	0.55	0.15	ハウスいちじく 10a 露地いちじく 45a ハウストマト 5a 露地トマト 5a 未成熟えんどう 5a	(主)2,000 (補)3,000 (計)5,000	600	
果樹+きのこ (くり、しいた け複合経営)	6.2	6.1	0.1	くり 400a しいたけ原木 10,000本 水稲 210a	(主)2,000 (補)4,000 (雇) 100 (計)6,100	870	

経営類型	規模実面積 (ha)		内 容	労働力 (h)	所得 (万円)	備 考
	露地	施設				
観光農業Ⅰ	2.8	2.8	うんしゅうみかん 220a その他かんきつ 30a みかん狩り直売 さつまいも 30a いも掘り	(主) 2 (補) 3	1,950	園内道の整備 ハウス自動開閉装置 大型直売施設の整備 ウイルスフリー苗
観光農業Ⅱ	4.0	4.0	うんしゅうみかん 100a みかん狩り 直売 ぶどう 300a ぶどう狩り 直売	(主) 3 (補) 7	3,167	
観光農業Ⅲ	3.0	2.5	0.5 ぶどう 30a ピオーネ雨よけ いちご 20a 無加温 花摘み園 60a さつまいも 10a いも掘り 貸し農園 160区画 直売所 1棟	(主) 3 (補) 17	3,050	

## 4 果実の流通と加工の合理化に関する事項

### (1) 果実の流通の合理化の基本方針

本府のような大都市近郊地域においては、身近に消費者が存在するため、流通面で有利な立地条件にあるが、各生産者や生産者団体も多様な販売ルートを選択できることから、個人での取引が多く、共選共販体制の整備が進みにくい状況となっている。

しかしながら、他産地との競合に対応し、府内産果実の一層のブランド化を図るため、品質規格の導入や出荷規格の統一等を推進するほか、高品質果実の安定生産・安定供給を推進するための共選共販体制を検討していく。

### (2) 果実の集出荷体制及び施設の整備方針

#### ア 集出荷体制及び施設の整備方針

##### ①集出荷体制の整備方針

ぶどう、くりについては農協を中心に出荷されており、これら以外の果実は、個人出荷が中心であるが、ももについては、独自で出荷組織を作り、オリジナルブランドを確立し、出荷しているところもある。

中でも、府内最大のぶどう産地を有する南河内地域では、J Aによるシャインマスカットの共選共販体制の構築に向け、J A・大阪府が中心となって、市場ニーズの把握や出荷規格の検討が行われ、現在、他府県産との差別化をねらった小房でのシャインマスカットの出荷体制確立を目指した取組みが行われている。

引き続き、市場ニーズに適した集出荷体制の構築を推進するとともに、出荷規格を設定していない品目については、市場関係者等との情報交換等を通じて消費者ニーズに沿った規格への対応を進める。

### (3) 果実加工に関する基本方針

生産者と食品業者との農商工連携や農業者による6次産業化の促進による加工品の開発、商品化を支援し、「大阪産(もん)」として積極的にPRする。

これまでに栗を使ったはちみつや焼酎、いちじくやみかんのマーマレードなど、各種加工品が誕生している。

ぶどうは、府内に7件のワイナリーがあり、各ワイナリーでは地元産ぶどうを使ったワイン製造が活発となってきている。

そのような中、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所では、平成30年にぶどう・ワインラボの稼働を開始し、試験醸造を行うとともに、ワインに適した醸造用ぶどう品種の試験栽培やワインの高品質化の試験研究に取り組んでいる。

さらに、令和元年には、生産者、J A、ワイナリー、行政(府・市町)、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所など12機関が参画した「大阪ぶどうネットワーク」を立ち上げ、同ネットワークの醸造部会では、大阪ワインのG I認証取得などにも取り組んでいる。

これらワインの取組みにあたっては、生産者とワイナリーとの連携のもと、契約出荷等を推進し、安定して品質の良い加工原料用ぶどうを計画的に出荷できるよう努める。



## 5 その他必要な事項

### (1) 地産地消推進の取組

#### (ア) 食育（教育関係者）との連携

健全で安心な食生活を実現することができるよう、また、地域に根ざした食文化を学ぶため、地場産の果実を学校給食等へ供給し、教育関係者と連携した府内産果実の消費拡大やPRに努める。

#### (イ) 朝市・直売所向け産地の育成

近年、府内で増加傾向にある朝市・直売所にとって、果実は非常に魅力的な商品であるが、植え付け後収穫できるまで数年程度を要することから、計画的に地域の特色・ニーズにあった品種の導入を図るなど、朝市・直売所向け果樹のミニ産地を育成する。

#### (ウ) 機能性食品としての果実のPR強化

みかんに含まれるβ-クリプトキサンチンの発ガン抑制効果やぶどうに含まれるポリフェノールの抗酸化力など、機能性食品としての果実の有効性を積極的にPRし、地場産果実が毎日の食事に利用されるよう努める。

### (2) 消費者への安全で安心な果実の提供

府民の食の安全安心への関心が高まる中、府内産果実の安全性を確保し、その安全性をPRするため、生産履歴記帳の徹底を図るよう引き続き啓発する。

また、農薬および化学肥料の使用料を慣行の栽培に比べて、半分以下にして生産された農産物を認証する「大阪エコ農産物」制度の推進を図る。

現在果樹では、ぶどう、うんしゅうみかん、かんきつ、もも、いちじく、くり、うめ、かき、すもも、なし、キウイフルーツの11品目が対象品目となっている。府民への安全安心な果実の供給だけでなく、有利販売につながるよう、大阪産（もん）と連動した生産拡大やPRに努める。

さらに、果樹における生産・調製・流通などの各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことで、果実の安全性や品質の向上、環境保全、労働安全、競争力の強化など、農業経営の改善や効率化につながるとともに、府民や実需者の信頼確保が期待されるため、果樹農業者・産地が取り組むべき「農業の心得」としてGAPの導入と定着を推進する。

### (3) 多様な担い手の育成

農業者の高齢化や後継者不足により、産地の維持が危ぶまれる中、新たな担い手の育成を目指し農業者以外の都市住民を対象とした各種栽培講習会を行い、新規参入や援農活動を推進し、産地の維持・活性化を図る。「太子町ぶどう塾」「和泉農業担い手塾」など、これまでに地域に定着した活動については、援農からさらに新規参入につながるよう引き続き支援する。

加えて、定年帰農者に対する積極的な農業参画を促すための栽培指導を行い、担い手の確保・育成を図る。

また、現在労働力の中心となっている女性・高齢者に対して、省力的な栽培方法を導入、確立し、安定した労働力として確保する。

#### (4) 生産組織の育成

高品質を追求した生産者組織を育成し、有利販売が行えるよう推進する。

さらに、大阪府果樹振興会の活動についても、農業者が主体的に組織運営を行うとともに技術研さん、府内産果実のPR強化、会員間の情報交換などの活動が円滑に進むよう組織や活動の取組みを支援する。

#### (5) 環境保全型農業への対応

生産環境や自然環境へ配慮した果樹農業を行うため、土づくり、IPM（総合的有害生物管理）、大阪エコ農産物の栽培を柱とする環境保全型農業を推進する。

また、栽培過程において排出されるハウスの被覆資材や肥料、農薬の空き袋等、使用済みプラスチックについては、行政や農協の処理体制の推進と農業者の意識向上により、適正処理が進んできた。そのため、今後とも処理システムの確実な実行と農業者への啓発について引き続き推進する。

さらに、せん定枝等植物残渣についても、堆肥化等を図り、資源としてのリサイクルを推進する。

#### (6) リスク対応の方針

##### (ア) 自然災害・病虫害の被害に対応したセーフティネットへの加入

近年、局地的な大雨や突風、夏季の異常高温や大雪など、いわゆる気象災害が多発し、果樹栽培に大きな影響を及ぼしている。このため、気象災害の発生時の経済的損失を最小限にとどめるため、果樹共済や収入保険の加入促進を図る。

また、ももやうめではクビアカツヤカミキリの被害が多発している。今後、引き続き発生状況を把握するとともに、被害低減に向け、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所等とともに、効果的な防除方法を開発し、普及するよう努めていく。

##### (イ) 鳥獣被害

耕作放棄された果樹園や放任果樹の増加、商品性のない果実の樹園地付近での廃棄等が、イノシシ等の鳥獣の餌となり、鳥獣被害拡大の一因となっている。鳥獣被害対策は、個体数調整や侵入防止柵の整備等の対策とともに、餌となる放任果樹等を放置しないなど、集落や果樹園に野生鳥獣を近づけない取組が重要であるため、集落を挙げた対策を推進していく。

##### (ウ) 気候変動

近年の温暖化傾向に伴い、特に夏が高温となる年も多く、高温乾燥に伴う生長阻害及び果実肥大の低下、果実や葉の日焼け症状の発生、果肉の軟化や着色不良などの発生が見られる。各品目に対応した高温対策技術を周知して指導を行うことで、被害の軽減を図っていくが、特にデラウェアでは、将来の気候変動が発育（自発休眠覚醒、発芽、満開）に及ぼす影響を予測し、その適応策を検討する取組みを(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所が中心となって進めていく。また、気候変動に伴い、新たな品目の栽培が可能となる可能性もあり、その導入を検討する。

(7) 国内外の市場拡大の取組み

国内向けには、需要の高い品目を消費者ニーズに応じた出荷規格で供給できるよう、市場関係者などの実需者からの情報収集を行い、それらの情報を産地へ還元し、消費者に選ばれる果樹の供給に努める。

海外向けには、アジア地域で人気の高いぶどう等の輸出を、東南アジア市場を中心に拡大を図っていくため、国別の消費動向や消費者ニーズの把握・分析を行うとともに、輸送中の品質を保つ鮮度保持技術の開発に取り組む。

また、アジア地域への販路拡大に向けた、プロモーション活動や海外バイヤーへの情報提供等を行い、大阪の果樹のブランド力を高める。